



「実は調査で問題のあった事業所について

ではABCのランク付けをし、Cについては毎年調査をする事になるんデ…」と社保事務所・適用調査課の調査官が

呟きました。年金の未納・未加入

問題に端を発した社保庁改革でトップに大手損保の社長が就任し調査の体制が変わった事はこのニュースの今年4月号でもお知らせしましたが、最近報じられる改革案では保険者

**社保事務所によってバリエーションが? 厳しくなった調査**

＝運営主体を国から県に移そうとし、地方の知事等から反発の声が出ています。一方保険料の適正な収納や加入を促すための調査は段々厳しくなっています。ただ調査のやり方は社保事務所によ

ってバラつきがあり、源泉所得税や決算書との整合

性まで調べる所と賃金台帳・出勤簿だけの所があり、都市部の社保事務所ほど調査が浅くなる傾向があります。手が廻らないというのが実情でしょうが、なにか釈然としませんね。



「インターネットを使った県入札の電子申請はでき

れば遠慮して欲しい…添付する納税証明等がまだ紙でしか出ないのだから、申請書1枚だけ電子申請しても結局あとは紙の書類

を郵送して貰わねばならず、かえって煩雑にな

るんですよ…申請期間も短いし…」とは県の担当者の率直な話です。昨年度は電子県庁のかけ声に従って県外業者について受付を試みましたが、2月は県の担当課がまるでいッオメーションセンターのよ

うになり忙殺されたというのです。電子申請した

ものの結局通常の申請に切り替える業者が続出した、との事で環境が整うまでは従来の方法がいいようです。また今回から市町村宛指名願の申請書は県

が事前に受付印を押したものの北-

に必要書類を添付して提出するようになります。手続きが簡略になりますので、県下全市町村に申請しても7~8万円の手数料で手続きが可能に!!

**12月~1月やはり紙で! 電子申請の県入札やはり紙で! 時期尚早**

